

第 929 号（平 成 26 年 10 月 24 日 発 行）	発 行 日 5 日 、 15 日 、 25 日
横 浜 市 報	発 行 所 横 浜 市 役 所 横 浜 市 中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

目 次

頁

〔告示〕

△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】	2
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局障害企画課】	4
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局障害企画課】	5
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局障害企画課】	6
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局障害企画課】	7
△ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】	8

〔公告〕

△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	11
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】	13
△ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	20
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	21
△ 横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧【建築局都市計画課】	22
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	23
△ 同 【建築局調整区域課】	24
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	25
△ 同 【建築局調整区域課】	26
△ 同 【建築局調整区域課】	27
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築道路課】	28
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築道路課】	29
△ 同 【建築局建築道路課】	30
△ 同 【建築局建築道路課】	31

〔区告示〕

△ 認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】	32
△ 同 【金沢区地域振興課】	33

〔区公告〕

△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【港南区総務課】	34
---------------------------	----

〔市選挙管理委員会〕

△ 政治活動用ポスター掲示の禁止期間【選挙課】	35
-------------------------	----

〔区選挙管理委員会〕

△ 投票区の設置の一部改正【泉区】	36
-------------------	----

告 示

横 浜 市 告 示 第 618 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 （ 育 成 医 療 ・ 更 生
医 療 ） の 指 定 の 更 新

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 （
平 成 17 年 法 律 第 123 号） 第 54 条 第 2 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療
機 関 （ 育 成 医 療 ・ 更 生 医 療 ） の 指 定 を 次 の と お り 更 新 し た 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

更 新 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
平 成 26 年 2 月 1 日	訪 問 リ ハ ビ リ ・ ナ ー ス ス テ ー シ ョ ン お と な り さ ん	緑 区 十 日 市 場 町 80 8 番 地 の 2	訪 問 看 護
平 成 26 年 6 月 1 日	港 北 ニ ュ ー タ ウ ン 診 療 所	都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 17 番 26 号	整 形 外 科
同	サ ン グ レ ー ス 薬 局 霧 が 丘 店	緑 区 霧 が 丘 三 丁 目 2 番 地 の 9	薬 局
平 成 26 年 7 月 1 日	本 牧 脳 神 経 外 科 ク リ ニ ッ ク	中 区 本 牧 原 19 番 1 ー 302 号	脳 神 経 外 科
同	永 田 町 だ る ま 薬 局	南 区 永 田 北 二 丁 目 54 番 26 号	薬 局
同	つ く し 薬 局	保 土 ヶ 谷 区 西 谷 町 762 番 地	同
同	ア イ ラ ン ド 薬 局 横 浜 下 田 店	港 北 区 下 田 町 二 丁 目 8 番 33 号	同
同	二 子 薬 局 葛 が 谷 店	都 筑 区 葛 が 谷 10 番 3 号	同
平 成 26 年 8 月 1 日	な ま む ぎ 薬 局	鶴 見 区 生 麦 一 丁 目 14 番 27 号	同
平 成 26 年 9 月 1 日	ケ ン シ ン ド ー 薬 局	神 奈 川 区 大 口 通 13 9 番 地 の 1	同
同	有 限 会 社 飯 田 薬 局	神 奈 川 区 三 ツ 沢 中 町 7 番 9 号	同
同	た す け あ い 泉 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	泉 区 中 田 南 三 丁 目 24 番 9 号	訪 問 看 護

平 成 26 年 10 月 1 日	ハ ッ ク ド ラ ッ グ 鶴 ヶ 峰 薬 局	旭 区 鶴 ヶ 峰 二 丁 目 82 番 地 の 1	薬 局
----------------------	----------------------------	-------------------------------	-----

横 浜 市 告 示 第 619 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 （ 精 神 通 院 医 療 ）
の 指 定

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 （
平 成 17 年 法 律 第 123 号 ） 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療
機 関 （ 精 神 通 院 医 療 ） と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
平 成 26 年 8 月 1 日	新 成 堂 薬 局 中 尾 店	旭 区 中 尾 二 丁 目 2 番 4 号	薬 局
平 成 26 年 10 月 1 日	カ シ ワ バ 薬 局 馬 車 道 店	中 区 尾 上 町 5 丁 目 75 番 地 の 2	同

横 浜 市 告 示 第 620 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 （ 精 神 通 院 医 療 ）
の 指 定 の 更 新

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 （
平 成 17 年 法 律 第 123 号 ） 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療
機 関 （ 精 神 通 院 医 療 ） の 指 定 を 次 の と お り 更 新 し た 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

更 新 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
平 成 26 年 10 月 1 日	ま こ と 心 の ク リ ニ ック	中 区 不 老 町 1 丁 目 5 番 地 の 11	病 院 又 は 診 療 所
同	医 療 法 人 社 団 す み れ 会 小 林 ク リ ニ ッ ク	都 筑 区 す み れ が 丘 38 番 地 の 31	同
同	有 限 会 社 京 町 薬 局 新 桜 ケ 丘 店	保 土 ケ 谷 区 新 桜 ケ 丘 二 丁 目 24 番 12 号	薬 局
同	ハ ッ ク ド ラ ッ グ 鶴 ケ 峰 薬 局	旭 区 鶴 ケ 峰 二 丁 目 82 番 地 の 1	同

横 浜 市 告 示 第 621 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 （ 精 神 通 院 医 療 ）
の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 （
平 成 17 年 法 律 第 123 号 ） 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療
機 関 （ 精 神 通 院 医 療 ） か ら 、 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た
。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
平 成 26 年 8 月 1 日	(新) 八 景 フ ァ ー マ シ ー	(新) 金 沢 区 瀬 戸 17 番 6 号	薬 局
	(旧) メ デ ィ ス ン シ ョ ッ プ 八 景 フ ァ ー マ シ ー	(旧) 金 沢 区 瀬 戸 19 番 31 号	

横 浜 市 告 示 第 622 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 （ 精 神 通 院 医 療 ）
の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 （
平 成 17 年 法 律 第 123 号 ） 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療
機 関 （ 精 神 通 院 医 療 ） か ら 、 次 の と お り 業 務 を 廃 止 し た 旨 の 届 出 が
あ っ た 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃 止 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
平 成 26 年 7 月 31 日	新 成 堂 薬 局 中 尾 店	旭 区 中 尾 二 丁 目 2 番 4 号	薬 局
平 成 26 年 8 月 31 日	内 田 薬 局 上 星 川 駅 前 店	保 土 ヶ 谷 区 上 星 川 一 丁 目 2 番 1 号	同
平 成 26 年 9 月 30 日	訪 問 健 ナ ビ 薬 局 瀬 谷	瀬 谷 区 瀬 谷 四 丁 目 30 番 地 の 29	同
同	訪 問 薬 樹 薬 局 保 土 ヶ 谷	保 土 ヶ 谷 区 釜 台 町 44 番 16 号	同

横 浜 市 告 示 第 623 号

身 体 障 害 者 福 祉 法 に 基 づ く 医 師 の 指 定

身 体 障 害 者 福 祉 法 （ 昭 和 24 年 法 律 第 283 号 ） 第 15 条 第 1 項 に 規 定
す る 医 師 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

指定年月 日	医療機関名	所在地	診療科名	障害区分	指定医師名
平成26年 10月1日	稲村眼科クリ ニック	中区伊勢佐木町 5丁目125番地	眼科	視覚障害	猪飼央子
同	横浜栄共済病 院	栄区桂町132番 地	眼科	視覚障害	中野愛
同	金沢病院	金沢区泥亀二丁 目8番3号	眼科	視覚障害	山田利津子
同	佐々木病院	鶴見区下末吉一 丁目13番8号	耳鼻咽喉科	聴覚又は平 衡機能障害	松根彰志
同	東戸塚記念病 院	戸塚区品濃町54 8番地の7	脳神経外科	音声言語機 能障害	宇津木聡
同	山本記念病院	都筑区東山田町 1,552番地	内科	肢体不自由	石川達也
同	新横浜スパイ ンクリニック	港北区北新横浜 一丁目5番地の 5	脳神経外科	肢体不自由	梅林猛
同	横浜旭中央総 合病院	旭区若葉台四丁 目20番1号	内科	肢体不自由	大塚博之
同	昭和大学横浜 市北部病院	都筑区茅ヶ崎中 央35番1号	整形外科	肢体不自由	大橋傑
同	山本記念病院	都筑区東山田町 1,552番地	整形外科	肢体不自由	木城智
同	横浜市立大学 附属市民総合 医療センター	南区浦舟町4丁 目57番地	形成外科	肢体不自由	小池智之
同	横浜新緑総合 病院	緑区十日市場町 1,726番地の7	回復期リハ ビリテーシ ョン	肢体不自由	中上由美子
同	新緑脳神経外 科	旭区市沢町574 番地の1	脳神経外科	肢体不自由	日暮雅一
同	横浜中央病院	中区山下町268 番地	整形外科	肢体不自由	藤巻裕久

同	港北ニュータウン診療所	都筑区茅ヶ崎中央17番26号	リハビリテーション科	肢体不自由	諸 富 伸 夫
同	横浜市立みなと赤十字病院	中区新山下三丁目12番1号	循環器内科	心臓機能障害	倉 林 学
同	横浜旭中央総合病院	旭区若葉台四丁目20番1号	循環器内科	心臓機能障害	木 暮 武 仁
同	横浜旭中央総合病院	旭区若葉台四丁目20番1号	循環器内科	心臓機能障害	小 西 宏 明
同	横浜市立大学附属病院	金沢区福浦三丁目9番地	循環器内科	心臓機能障害	松 下 浩 平
同	国際親善総合病院	泉区西が岡一丁目28番地の1	腎臓・高血圧内科	じん臓機能障害	千 葉 恭 司
同	循環器呼吸器病センター	金沢区富岡東六丁目16番1号	呼吸器科	呼吸器機能障害	水 堂 祐 広
同	横浜旭中央総合病院	旭区若葉台四丁目20番1号	呼吸器内科	呼吸器機能障害	樋 川 志 織
同	横浜呼吸器クリニック	神奈川区鶴屋町2丁目24番地の1	呼吸器内科	呼吸器機能障害	久 田 淳一郎
同	横浜新緑総合病院	緑区十日市場町1,726番地の7	消化器科・外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	齋 藤 元 伸
同	横浜新緑総合病院	緑区十日市場町1,726番地の7	消化器科・外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	高 野 裕
同	横浜新緑総合病院	緑区十日市場町1,726番地の7	消化器科・外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	平 山 亮 一
同	新戸塚病院	戸塚区川上町690番地の2	内科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	中 尾 健太郎
同	横浜逋信病院	神奈川区西神奈川一丁目13番地の10	外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	森 田 博 義

同	磯子中央病院	磯子区磯子二丁目 20 番 45 号	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害	原 知 憲
同	横浜市立みなと赤十字病院	中区新山下三丁目 12 番 1 号	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	村 上 貴 之
同	金沢文庫病院	金沢区釜利谷東二丁目 6 番 22 号	外科	小腸機能障害	園 田 一 郎

公 告

横 浜 市 公 告 第 764 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設
立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規
定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ
っ た 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れた 目 的
平 成 26 年 10 月 6 日	N P O 法 人 ス ペ ー ス シ ッ プ 2 0 0 9	田 中 由 紀 子	都 筑 区 富 士 見 が 丘 22 番 20 号	こ の 法 人 は 、 地 域 の 障 害 ・ 疾 病 の あ る 人 及 び 一 般 の 人 に 対 し て 、 余 暇 活 動 に 関 す る 事 業 を 行 い 、 バ リ ア フ リ ー で 健 康 な 地 域 社 会 づ く り に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。
平 成 26 年 10 月 7 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 光 泉 会	長 尾 晃 人	都 筑 区 東 山 田 一 丁 目 38 番 13 号	こ の 法 人 は 、 認 知 症 等 支 援 の 必 要 な 高 齢 者 と そ の 家 族 に 対 し て 、 生 活 相 談 及 び 地 域 密 着 型 の 介 護 に 関 す る 事 業 を 行 い 、 認 知 症 等 支 援 の 必 要 な 高 齢 者 と そ の 家 族 が 個 人 の 尊 厳 を

				保ちながら心 身ともに穏や かに生活でき るノーマライ ゼーション社 会の実現に寄 与すること を目的とする。
平成 26 年 10 月 9 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 米 津 塾	米 津 暁 男	中 区 山 下 町 107 番 地 の 7	この法人は生 涯学習の普及 ・啓蒙による 幅広く豊かな 社会の実現に 向けた活動、 世界中の文化 を広めるため の国際交流す る場の創造、 また、医療環 境整備による 社会貢献並び に日本の医療 技術を世界に 発信する国際 貢献に対する 助言・支援を 通じて広く公 益に寄与する ことを目的と する。

横 浜 市 公 告 第 765 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定
款 の 変 更 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 25 条 第 4 項 の 規
定 に よ り 、 次 の 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請 が
あ っ た 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れた 目 的
平 成 26 年 10 月 3 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 全 国 も の づ く り 連 絡 協 議 会	本 間 哲 男	茨 城 県 水 戸 市 梅 香 1 丁 目 2 番 56 号	こ の 法 人 は 、 我 が 国 が 主 眼 と す る 、 国 民 総 活 性 化 に 向 け 率 先 垂 範 型 の 市 民 を 育 成 し 、 各 地 に 「 地 域 も の づ く り 協 議 会 」 を 発 足 さ せ 、 「 も の づ く り 」 「 ひ と づ く り 」 「 ま ち づ く り 」 「 環 境 づ く り 」 の 4 本 の 柱 の 基 本 を 通 し て 市 町 村 の 発 展 を 促 し 、 伝 承 伝 統 技 能 者 保 護 と そ の 後 継 者 の 健 全 育 成 の 普 及 と 振 興 を 図 り 、 も っ て 子 ど も た ち の 心 身 の 育 成 の 発 達 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。

平成 26 年 10 月 3 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 神 奈 川 県 就 労 支 援 事 業 者 機 構	齋 藤 文 夫	中 区 元 浜 町 3 丁 目 21 番 地 の 2	変 更 前	本 機 構 は、 犯 罪 者 や 非 行 少 年 （ 更 生 保 護 事 業 法 第 2 条 第 2 項 各 号 に 掲 げ る 者 を い う。以 下 「 犯 罪 者 等 」 と い う。な ） が 善 良 な 社 会 の 一 員 と し て 更 生 す る た め に は、就 職 の 機 会 を 得 て 経 済 的 に 自 立 す る こ と が 重 要 と あ る こ と に か ん が み、事 業 者 等 の 立 場 か ら 犯 罪 者 等 の 就 労 を 支 援 し、 犯 罪 者 等 が 再 び 犯 罪 や 非 行 に 陥 る こ と を 防 止 す る こ と に よ り、犯 罪 者 等 の 円 滑 な 社 会 復 帰 と 安 全 な 地 域 社 会 の 実 現 も つ て 個 人 の 公 共 の 及 び 福 祉 の 増 進 に 寄
---------------------	---	---------	----------------------------------	-------------	---

	目的とする。
変更後	本機構は、非更生者（事業第2条第2項各号者に準い「下等」）が善良な社員として就職得ることにあり、犯罪者の再犯防止に必要と認め、更生施設を設け、犯罪者を収容し、教育訓練を行い、社会復帰を図るものとする。

					つて個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
平成 26 年 10 月 3 日	特定非営利 活動法人愛 コ ー プ 港 北	高 取 昭 夫	港 北 区 新 横 浜 三 丁 目 13 番 地 の 6	変 更 前	この法人は地域住民に対し、「助けあい」の気持ちで、市民の立場に立った福祉活動を行い、誰もが住み慣れた安心して住み続けられるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
				変 更 後	この法人は地域住民に対し、「助けあい」の気持ちで、市民の立場に立った福祉に関する事業を行い、誰もが住み慣

					れ た と こ ろ で 安 心 し て 住 み 続 け ら れ る ま ち づ く り の 推 進 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る。
平 成 26 年 10 月 7 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 レ ス パ イ ト ・ ケ ア サ ー ビ ス 萌	北 村 千 賀	西 区 久 保 町 4 番 12 号	変 更 前	こ の 法 人 は 、 在 宅 で 療 養 す る 方 、 特 に 病 児 ・ 者 障 害 児 し 、 介 護 保 険 法 に よ る 訪 問 看 護 事 業 及 び 障 害 者 自 立 支 援 法 に お け る 障 害 福 祉 事 業 、 家 族 の レ ス パ イ ト 及 び 相 談 ・ 啓 発 な る に 関 す る 事 業 を 行 い 、 在 宅 療 養 者 及 び 家 族 の 健 康 と 生 活 の 質 の 向 上 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る。
				変 更 後	こ の 法 人 は 、 在 宅 で 療 養 す る 方 、 特 に 病 児 ・ 者 障 害 児 し 、 介

				に及び生活に支えられ、福祉・移動、家族・関係、住宅・健康・生活の向上を図る。
平成26年 10月8日	特定非営利 活動法人横 浜シュタイ ナー学園	加納 健	緑区霧が丘 三丁目1番 地の20	この法人は、年 の児から子ど 期に至る、ル もたす・シ とフ・ナ ルイナ イ理念 理園を 学さ 、フ ルイナ イお 念に

				諸事業を行う ことで、社会 と地域に対し 子どもたちの 健全育成をも って寄与する ことを目的と する。
--	--	--	--	--

横 浜 市 公 告 第 766 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 （ 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ） 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
柏 尾 町 第 四 公 園	戸 塚 区 柏 尾 町 1,130 番 の 80	別 図 の と お り 855 m ²	立 入 禁 止	平 成 26 年 10 月 27 日 か ら 平 成 27 年 3 月 31 日 ま で
天 王 山 公 園	戸 塚 区 品 濃 町 507 番 の 4	別 図 の と お り 2,526 m ²	立 入 禁 止	平 成 26 年 10 月 27 日 か ら 平 成 27 年 3 月 31 日 ま で
名 瀬 下 第 七 公 園	戸 塚 区 名 瀬 町 791 番 の 8	別 図 の と お り 1,274 m ²	立 入 禁 止	平 成 26 年 10 月 27 日 か ら 平 成 27 年 3 月 31 日 ま で

別 図 （ 省 略 ）

横 浜 市 公 告 第 767 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
平 成 26 年 7 月 2 日	10410	株 式 会 社 三 木 組	(新) 三 木 康 郎	神 奈 川 区 青 木 町 7 番 地 の 16
			(旧) 三 木 崇 雄	

横 浜 市 公 告 第 768 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 原 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 案 を 作 成 す る の で 、 横 浜 市 地 区 計 画 等 の 案 の 作 成 手 続 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 57 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 40 号 ） 第 2 条 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 原 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 原 案 に つ い て 意 見 が あ る 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 開 始 の 日 か ら 起 算 し て 3 週 間 を 経 過 す る 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 種 類
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画
- 2 名 称
鶴 見 一 丁 目 地 区 地 区 計 画
- 3 位 置
鶴 見 区 岸 谷 三 丁 目 、 岸 谷 四 丁 目 、 鶴 見 一 丁 目 及 び 東 寺 尾 東 台 地
内
- 4 縦 覧 期 間
平 成 26 年 10 月 24 日 か ら 平 成 26 年 11 月 7 日 ま で
- 5 縦 覧 場 所
中 区 相 生 町 3 丁 目 56 番 地 の 1
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課
- 6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間
平 成 26 年 10 月 24 日 か ら 平 成 26 年 11 月 7 日 ま で
- 7 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所
鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 20 番 1 号
横 浜 市 鶴 見 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

横 浜 市 公 告 第 769 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 26 年 5 月 12 日 第 26 開 1702 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 1 丁 目 26 番 2 号
野 村 不 動 産 株 式 会 社
代 表 取 締 役 中 井 加 明 三
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 荏 田 西 三 丁 目 22 番 の 7 か ら 22 番 の 13 ま で 及 び 22 番 の 14 の
一 部

横 浜 市 公 告 第 770 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 26 年 5 月 21 日 第 26 開 1301 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 品 濃 町 550 番 地 の 5
六 国 建 創 株 式 会 社
代 表 取 締 役 角 田 勝 紀
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 上 倉 田 町 1,910 番 の 4 、 1,910 番 の 8 か ら 1,910 番 の 15
ま で 、 1,912 番 の 1 、 1,912 番 の 3 、 1,912 番 の 8 及 び 1,912 番
の 10

横 浜 市 公 告 第 771 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 情 報 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 26 ・ 12 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
平 成 26 年 10 月 9 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
20.17 m
- 5 指 定 の 場 所
緑 区 中 山 町 960 番 の 4
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 ホ ー ム ラ ン ド
代 表 取 締 役 小 野 洋 一 郎

横 浜 市 公 告 第 772 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 情 報 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 26 ・ 17 ・ 4 号
- 2 指 定 年 月 日
平 成 26 年 10 月 16 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
15.15 m
- 5 指 定 の 場 所
青 葉 区 藤 が 丘 二 丁 目 3 番 の 13
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス ・ デ ィ ベ ロ ッ プ メ ン ト
代 表 取 締 役 福 岡 良 介

横 浜 市 公 告 第 773 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 情 報 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 26 ・ 13 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日
平 成 26 年 10 月 15 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
14.05 m
- 5 指 定 の 場 所
戸 塚 区 柏 尾 町 183 番 の 6
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 真 和 産 業
代 表 取 締 役 川 口 辰 彦

横 浜 市 公 告 第 774 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 情 報 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 60 ・ 7 ・ 1 号

2 廃 止 年 月 日
平 成 26 年 10 月 15 日

3 廃 止 す る 道 路 の 幅 員
4.50 m

4 廃 止 す る 道 路 の 延 長
42.20 m

5 廃 止 の 場 所
保 土 ヶ 谷 区 今 井 町 515 番 の 8 の 一 部 、 515 番 の 11 及 び 516 番 の

7

横 浜 市 公 告 第 775 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 情 報 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 41 ・ 109 号
- 2 廃 止 年 月 日
平 成 26 年 10 月 10 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
41.50 m
- 5 廃 止 の 場 所
保 土 ヶ 谷 区 権 太 坂 一 丁 目 147 番 の 5 地 先 か ら 148 番 の 140 地 先
ま で

横 浜 市 公 告 第 776 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 情 報 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 41 ・ 114 号
- 2 廃 止 年 月 日
平 成 26 年 10 月 10 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
54.50 m
- 5 廃 止 の 場 所
保 土 ヶ 谷 区 権 太 坂 一 丁 目 148 番 の 136 地 先 か ら 167 番 の 2 地 先
ま で

横 浜 市 公 告 第 777 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日
平 成 26 年 10 月 15 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
15.132 m
- 4 廃 止 の 場 所
港 北 区 篠 原 町 1,487 番 の 1 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名
佐 藤 光 浩

区 告 示

神 奈 川 区 告 示 第 11 号 （ 平 成 26 年 10 月 14 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 大 口 通 本 町 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ
た 。

平 成 26 年 10 月 14 日

横 浜 市 神 奈 川 区 長 二 宮 智 美

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
主 たる 事 務 所 の 所 在 地	神 奈 川 区 大 口 通 138 番 地 の 4	会 長 宅 に 置 く 。

金 沢 区 告 示 第 15 号 （ 平 成 26 年 10 月 15 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 ウ ッ ド パ ー ク 金 沢 文 庫 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の
届 出 が あ っ た 。

平 成 26 年 10 月 15 日

横 浜 市 金 沢 区 長 林 琢 己

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	森 下 昌 台 金 沢 区 釜 利 谷 南 二 丁 目 56 番 7 号	三 谷 晴 美 金 沢 区 釜 利 谷 南 二 丁 目 53 番 26 号

区 公 告

港 南 区 公 告 第 98 号 （ 平 成 26 年 10 月 9 日 掲 示 済 ）

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

平 成 26 年 10 月 9 日

横 浜 市 港 南 区 長 齊 藤 貴 子

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標	失 効 年 月 日
横 3 - 05 浜 横 浜	平 成 26 年 2 月 20 日

市 選 挙 管 理 委 員 会

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 19 号

政 治 活 動 用 ポ ス タ ー 掲 示 の 禁 止 期 間

公 職 選 挙 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 100 号 ） 第 143 条 第 19 項 第 3 号 の 規定により、平成 26 年 10 月 29 日から横浜市議会議員選挙の期日までの間、同条第 16 項第 2 号に規定するポスターの掲示は禁止される。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 木 村 久 義

区 選 挙 管 理 委 員 会

泉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

投 票 区 の 設 置 の 一 部 改 正

投 票 区 の 設 置 （ 昭 和 62 年 1 月 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号 ） の
一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

平 成 26 年 10 月 24 日

横 浜 市 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 南 雲 勝 利

表 第 15 投 票 区 の 項 及 び 第 16 投 票 区 の 項 を 次 の よう に 改 め る 。

第 15 投 票 区	和 泉 町 2,981 番 地 か ら 3,135 番 地 ま で 、 3,201 番 地 か ら 3,801 番 地 ま で 、 和 泉 中 央 南 三 丁 目 1 番 66 号 、 3 番 、 4 番 、 20 番 か ら 21 番 ま で 、 上 飯 田 町 1 番 地 か ら 697 番 地 ま で 、 780 番 地 か ら 928 番 地 ま で
第 16 投 票 区	和 泉 が 丘 二 丁 目 1 番 （ た だ し 、 17 号 か ら 26 号 ま で を 除 く 。 ） 、 和 泉 が 丘 三 丁 目 1 番 か ら 5 番 ま で 、 35 番 、 36 番 、 和 泉 中 央 南 一 丁 目 1 番 か ら 41 番 ま で 、 和 泉 中 央 南 二 丁 目 、 和 泉 中 央 南 三 丁 目 1 番 （ た だ し 、 66 号 を 除 く 。 ） 、 2 番 、 5 番 か ら 19 番 ま で 、 22 番 か ら 29 番 ま で 、 中 田 西 一 丁 目 1 番 か ら 12 番 ま で 、 13 番 （ た だ し 、 5 号 を 除 く 。 ） 、 14 番 か ら 17 番 ま で 、 中 田 西 二 丁 目 1 番 、 2 番 、 6 番 （ た だ し 、 3 号 か ら 29 号 ま で を 除 く 。 ） 、 中 田 北 二 丁 目 1 番 1 号

表 第 20 投 票 区 の 項 を 次 の よう に 改 め る 。

第 20 投 票 区	和 泉 町 7,908 番 地 か ら 8,174 番 地 ま で 、 和 泉 が 丘 一 丁 目 2 番 、 3 番 、 5 番 、 6 番 、 和 泉 中 央 南 一 丁 目 42 番 、 中 田 町 1 番 地 か ら 125 番 地 ま で 、 中 田 西 一 丁 目 18 番 か ら 21 番 ま で 、 中 田 西 二 丁 目 22 番 か ら 25 番 ま で 、 28 番 （ た だ し 、 1 号 か ら 46 号 ま で を 除 く 。 ） 、 33 番 （ た だ し 、 26 号 を 除 く 。 ） 、 中 田 西 三 丁 目 4 番 （ た だ し 、 3 号 を 除 く 。 ） 、 5 番 か ら 11 番 ま で 、 12 番 1 号 か ら 12 番 4 号 ま で 、 13 番 か ら 37 番 ま で 、 中 田 西 四 丁 目 1 番 か ら 34 番 ま で 、 35 番 （ た だ し 、 1 号 、 22 号 、 23 号 、 32 号 か ら 40 号 ま で を 除 く 。 ） 、 38 番 （ た だ し 、 1 号 か ら 23 号 ま で を 除 く 。 ） 、 中 田 南 五 丁 目 59 番 、 62 番 か ら 65 番 ま で
------------	--